

【商品概要のご案内】

2025 年 10 月 1 日現在

商 品 名	相続定期預金【きずな】 相続大口定期預金【きずな】								
ご利用いただける方	当組合および他の金融機関で相続手続を完了してから 1 年以内（※注 1）に、相続により取得した預貯金等（※注 2）を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま ※注 1) 相続により預貯金等を受領した日の 1 年後の月末日（窓口休業日の場合は前営業日）までのお預け入れに限ります ※注 2) ①預貯金 ②有価証券や不動産の解約・換金した代金、死亡保険金、死亡退職金等 ※注 3) ご契約は、被相続人のお取引のあった店舗に限ります ※注 4) 一旦この預金に預け入れた資金を途中解約し、後にこの預金に再度預け入れることはできません								
期 間	1 年・3 年・5 年 ① 「元金自動継続」または「元利金自動継続」の扱いとなります ② 「総合口座」担保定期預金とすることができます ※貸越金利は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率になります								
お 預 入 金 額	・金額：50 万円以上、相続により取得した金額の範囲内 ・預入単位：1 円単位 ・複数契約可								
お 利 息	≪適用金利≫ ① 当初預入時の適用金利 スーパー定期・大口定期 店頭表示金利 + 特別優遇金利 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>上乗せ金利</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td><td>+ 0.25%</td></tr> <tr> <td>3 年</td><td>+ 0.30%</td></tr> <tr> <td>5 年</td><td>+ 0.35%</td></tr> </tbody> </table> ② 初回満期日以降の適用金利 初回満期日以降の適用金利は、店頭表示金利にて自動継続されます ≪計算方法≫ ① スーパー定期（1 千万円未満）：付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日とする日割計算とします	期 間	上乗せ金利	1 年	+ 0.25%	3 年	+ 0.30%	5 年	+ 0.35%
期 間	上乗せ金利								
1 年	+ 0.25%								
3 年	+ 0.30%								
5 年	+ 0.35%								



<https://www.shichitou.shinkumi.co.jp>

	② 大口定期（1千万円以上）：付利単位を100円とし1年を365日とする日割計算とします
手続きに必要なもの	《当組合で相続手続きされた方》 ① 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ② お届け印 《他の金融機関で相続手続きされた方》 ① 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ② お届け印 ③ 以下の事項が確認できる書類 ・お預け入れされる方が相続人であること ・金融機関等での相続手続き完了時期 ・相続により取得した金額 例）遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続依頼書の写し、戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検証済みのもの）の写し、被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し等 ※確認内容により、上記以外の書類をご提出いただく場合があります
中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じ、以下の中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額と共に元本金額を払い戻します ・預入日当日の解約は受付できません ・元本の一部のみの解約はできません ・中途解約利率については、当組合「自動継続自由金利型定期預金規定」をご参照いただくか、当組合窓口へご確認ください
払戻方法	解約日に一括してお引出しいただけます
預金保険の適用	・預金保険制度による保護の対象となります ・この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客様が当組合にお預け入れの他の保険対象預金と合算して、元金1,000万円までとその利息のみが預金保険で保護されます
税金	利息 源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）として課税されます ※復興特別所得税含む



苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引ある店舗またはお問い合わせ窓口にお申し出ください (お問い合わせ窓口) 七島信用組合 総合企画部 住所：東京都大島町元町4－1－3 電話番号：04992－2－1661 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除く） なお、苦情対応手続きについては、当信用組合のほか、他の機関でも受付けています 詳しくは、当組合ホームページをご覧ください https://www.shichitou.shinkumi.co.jp/ ・ 紛争解決措置 以下の機関において、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合またはしんくみ苦情相談所へお申し出ください また、お客さまが直接、仲裁センターに申出することも可能です 公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06－6364－7644） 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03－3581－0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03－3595－8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03－3581－2249）
--------------------------	--